

広島県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があつた。

令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
小田耳鼻咽喉科医院	廿日市市宮内二丁目一番一八号	廿日市市宮内七二八番地一	令和五年二月六日
山根クリニク	廿日市市宮内三丁目一番一五号	廿日市市宮内一五二八番地一〇	令和五年二月六日
栗栖歯科クリニク	廿日市市宮内三丁目一番五号	廿日市市宮内一〇九七番地二	令和五年二月六日